

議案第12号

葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

文化に関する事務を区長において管理し、及び執行することを定める必要があるので、
本案を提出いたします。

葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、文化に関する事務（文化財の保護に関することを除く。）は、葛飾区長が管理し、及び執行することとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。